

「自治センターだよりさなだ」への広告掲載要綱

1 広告掲載の目的

上田市の歳入確保及び地域事業所の活性化を図るため、市が発行する広報紙「自治センターだよりさなだ」(奇数月 16 日に発行する刊行物 3,800 部) に広告を掲載します。

2 広告欄の概要

- (1) ページの最下段へ黒 1 色刷り (サイズ縦 50 mm、横 175mm) での掲載となります。また、1 枠を左右半分に分割した枠の掲載も可能です。その場合、サイズは縦 50mm、横 85mm となります。
- (2) 広告欄であることを明らかにするため、広告枠外に **広告欄** と表示します。

3 広告掲載条件

- (1) 掲載内容は「上田市広報紙広告掲載要綱」および「上田市広報紙広告掲載要綱ガイドライン」に沿った基準の広告のみとなります。
- (2) 広告の掲載は広報紙として発行する刊行物 3,800 部に限ります。(ホームページ等インターネット上に掲載するものには広告データを削除したものとなります)
- (3) 掲載広告の電子データは、原則申込者が作成し掲載ページ・レイアウトは市に一任することとします。また、著作権や肖像権等の許諾が必要な場合は、その許諾は申込者が行ってください。
- (4) 紙面の都合により広告欄が切り離される仕様となる場合があることをご承諾ください。
(例 : 広告欄裏面へのクーポン券の掲載)
- (5) 市が指定する期日までに原稿の納品がない場合、掲載を中止もしくは延期することがあります。

4 広告掲載料

- (1) 広告掲載料は 1 枠 5,000 円、半枠は 3,000 円です。
- (2) 広告掲載料は広報紙発行後、市から送付する納付書により指定する期日までに支払ってください。
- (3) 指定する期日までに広告掲載料が支払われない場合は、以降の掲載をお断りさせていただくことがあります。